

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年11月12日

電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年9月3日 諮問第32号)

[船舶長距離識別追跡装置の導入及び無線通信規則の改正に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(成瀬課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について ～船舶長距離識別追跡装置の導入及び無線通信規則の改正に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

(1) 船舶長距離識別追跡装置の導入

船舶長距離識別追跡（LRIT:Long Range Identification and Tracking of Ships）装置は、船舶の識別、位置等に関する情報を当該船舶から陸上のデータセンターへ自動的に送信することにより、世界的規模での船舶の動静把握を可能とするもので、2006 年（平成 18 年）5 月に開催された IMO（国際海事機関）の第 81 回海上安全委員会（MSC81）において、SOLAS 条約第 V 章が改正され、一定（注）の船舶に対して LRIT 装置の搭載が義務付けられることとなった。条約の改正規定は本年 1 月 1 日に発効し、対象船舶への LRIT 装置の搭載義務は、本年 12 月 31 日から適用することとされている。

今般、総務省では、LRIT 装置の導入を円滑かつ確実に進めるため、搭載が義務付けられる船舶局の無線設備に LRIT 装置を追加するとともに、その運用方法を規定する必要があることから、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

（注）：国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の旅客船以外の船舶

(2) WRC-07 による無線通信規則の改正

2007 年の世界無線通信会議（WRC-07）において、国際電気通信連合（ITU）の無線通信規則（RR）が改正され、2009 年 1 月 1 日から適用することとされている。

今般、総務省では、改正 RR のうち、無線局の指定事項の一部である識別信号の取扱い及び誤って遭難警報を発してしまった場合の取消し手続について、国内法令に反映する必要があることから、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

<改正概要>

(1) LRIT 装置の導入関係

- ① LRIT 装置を義務船舶局の無線設備の機器に追加するとともに経過措置を設ける。（電波法施行規則第 28 条、附則）
- ② LRIT 装置の常時動作義務等を定める。（無線局運用規則第 40 条

の 2)

(2) RRの改正関係

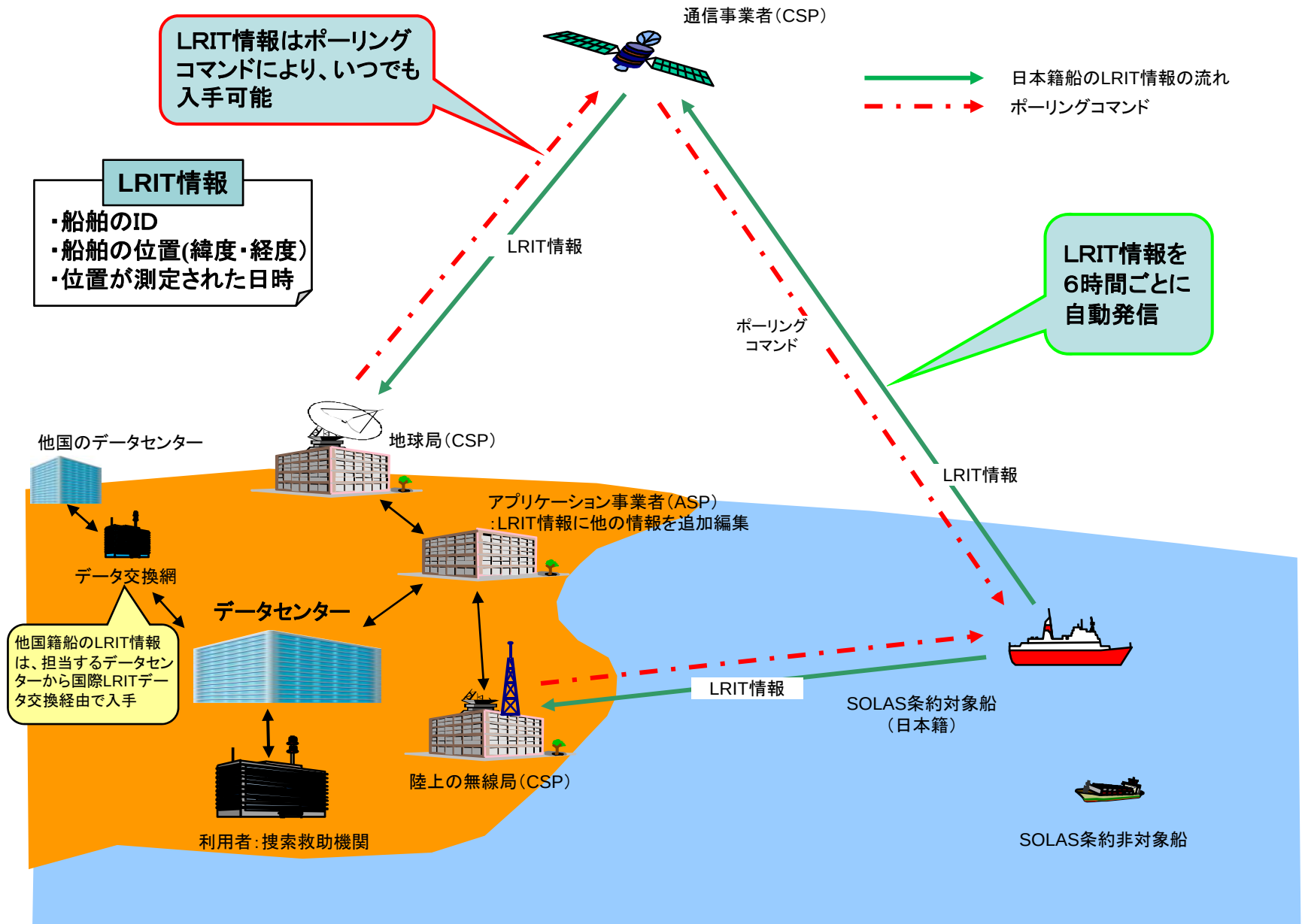
- ① 船舶局識別及び海岸局識別を海上移動業務識別に改める。
(電波法施行規則第 6 条の 5)
- ② 誤警報を送信した場合の取消し手続を追加する。
(無線局運用規則第 7 5 条)

2 施行時期

- (1) 船舶長距離識別追跡装置
電波法施行規則 公布の日
無線局運用規則 平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日
- (2) WRC-07 による無線通信規則の改正
平成 2 1 年 1 月 1 日

LRITシステムのイメージ図

参考資料 1

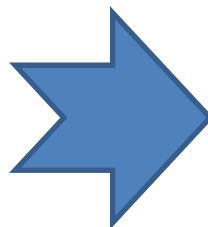


WRC-07における無線通信規則 の改正に基づく省令改正概要

1 識別信号の整理

・MMSI(海上移動業務識別)の用途の拡大
従来、海岸局、船舶局のみ認められていた
ものを航路用ブイ、搜索救助用航空機等にも
割り当てが可能となった

[19.100、19.102、19.110等]

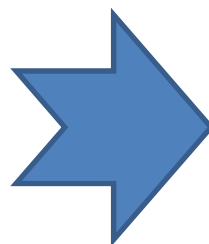


識別信号のうち、従来の船舶局識別及び
海岸局識別を海上移動業務識別に統一
(電波法施行規則第6条の5)

2 誤警報の取消し

誤警報の取消しのための通信手順を規定

[32.53A～32.53E]



誤警報取消しのための通信手順を規定
(無線局運用規則第75条)

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年11月12日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の
各一部を改正する省令案について
(平成20年11月12日 諮問第39号)

[デジタル特定ラジオマイクの導入及びアマチュア局に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(林課長補佐、金子係長、遠藤係長)

電話：03-5253-5895、5893

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

(1) デジタル特定ラジオマイクの導入（別図）

特定ラジオマイクは、放送番組制作やプロのコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられるアナログ方式による高音質のワイヤレスマイクの無線局であり、平成 20 年 10 月末現在、我が国においてアナログ方式により約 1 万 7 千局が開設・運用されている。

近年、高度な音響効果を伴うコンサートや大規模なイベント等において、多くのワイヤレスマイクを使用する場面が増加しているが、高品質の音質を確保するためには、現在のアナログ方式では、同一場所での同時使用が 20ch 程度であり、効率的な運用が難しい状況となっていた。

特定ラジオマイクにおいても、今後、更なる利用が見込まれることから、音声品質を保持しつつ将来的な需要を十分満足できるよう、周波数利用効率の高いデジタル方式の導入が求められ、本年 3 月より情報通信審議会において「特定ラジオマイクの高度化に向けた技術的条件」について検討されてきたところ、10 月に同審議会より答申を受けたところである。

本件は、これを受け、デジタル特定ラジオマイクの導入に関して必要な関係規定の整備を行うものである。

(2) アマチュア局に関する規定の整備

個人的な無線技術の研究等のために開設されるアマチュア局の分野においても、近年、デジタル技術の利用が拡大しつつあり、より多様な電波の型式が利用されるようになっている。このような新たな電波の利用に対してより柔軟な対応を可能とするため、デジタル音声（G1E）、デジタルデータ（G1D）等の電波型式に対応した占有周波数帯幅の許容値について告示において規定することとする等の規定の整備を行う。

2 改正省令案の概要

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令

- ・デジタル特定ラジオマイクの無線設備の技術的条件を定めること。
- ・アマチュア局に関する規定の整備を行うこと。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ・デジタル特定ラジオマイクに使用する無線設備を特定無線設備に追加すること。

3 施行期日

平成 21 年 2 月 公布・施行（予定）

デジタル特定ラジオマイクの導入

- 特定ラジオマイク(プロ用のラジオマイク)へのデジタル方式の導入により
- ・ 同じエリア(コンサートホール等)で同時使用が20本 ⇒ 最大約70本が利用可能
 - ・ 安定した伝搬距離が約60m (10mW) ⇒ 約100m以上の伝送も可能(最大50mW)

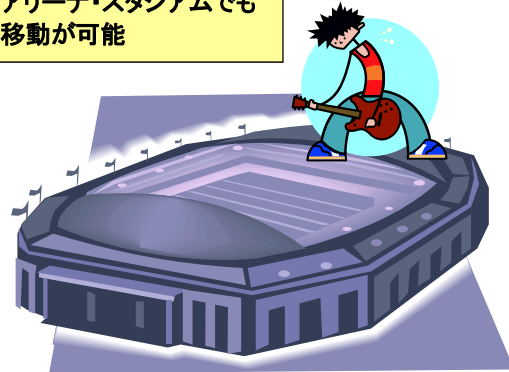
大規模なミュージカル・オペラ等でも
十分な数のマイクの確保が可能



1

さらに多様な
文化・芸術活動に貢献

広大なアリーナ・スタジアムでも
自由な移動が可能



【デジタル方式の技術条件(案)】

区分	内容	備考 (現行アナログ方式)
変調方式	位相変調・周波数変調・直交振幅変調 (デジタル方式)	FMアナログ方式
占有帯域幅	最大288kHz(想定遅延 5m秒以下)	最大330kHz(標準110kHz)
空中線電力	最大50mW (伝送距離約100m)	最大10mW (伝送距離約60m)
周波数帯	最大770MHz～806MHzを想定(注1)	779-788MHz、 797-806MHz (注1)
その他	同時使用ch数(注2) 最大72ch	(同左) 実質20ch程度

注1: いずれも放送用中継装置(FPU)との共用周波数帯

注2: デジタルにおいては288kHzの占有幅で36MHzを使用する場合。

(アナログにおいては142chの割当に対して、音質確保のためにch数を抑えて運用されている)

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年11月12日

周波数割当計画の変更案について
(平成20年11月12日 諮問第40号)

[デジタル特定ラジオマイクの導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、工藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I デジタル特定ラジオマイクの導入に伴う周波数割当計画の変更

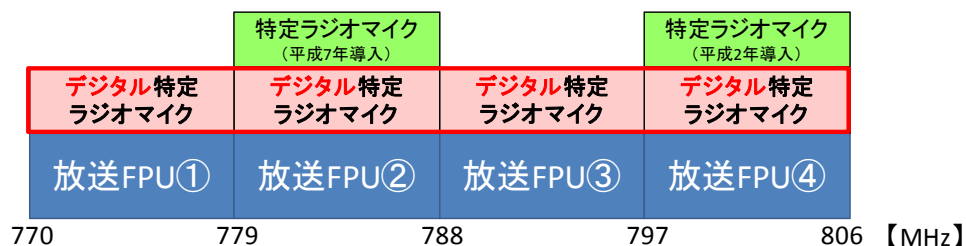
特定ラジオマイクは、779-788MHz及び797-806MHz（いずれも放送事業用FPU周波数帯770-806MHzの一部を共用）を使用し、放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられる高音質型のアナログ方式によるワイヤレスマイクの無線局であり、平成20年10月末現在、約1万7千局が開設・運用されている。

近年、高度な音響効果を伴うコンサートや大規模なイベント等、多くのワイヤレスマイクを使用する場面が増加しているが、高品質な音質を確保するため現状のアナログ方式では同一場所での同時使用が20チャンネル程度となり、効率的な運用が難しい状況となっていた。

このため、平成20年3月より情報通信審議会において、同一場所での同時使用チャンネル数を増加させることを目的として、デジタル特定ラジオマイクの技術的条件について検討が開始され、同年10月に同審議会より答申を受けたところである。

これを受けて、デジタル特定ラジオマイクへの周波数割当を行うため、周波数割当計画の一部の変更を行うものである。

なお、デジタル特定ラジオマイク用周波数は、放送事業用FPU（Field Pickup Unit）の全使用周波数帯を共用することとし、770-806MHzを割り当てるものである。



[変更内容]

周波数表中、770-806MHz 帯の無線局の目的に一般業務用（デジタル特定ラジオマイク用）を追加する。

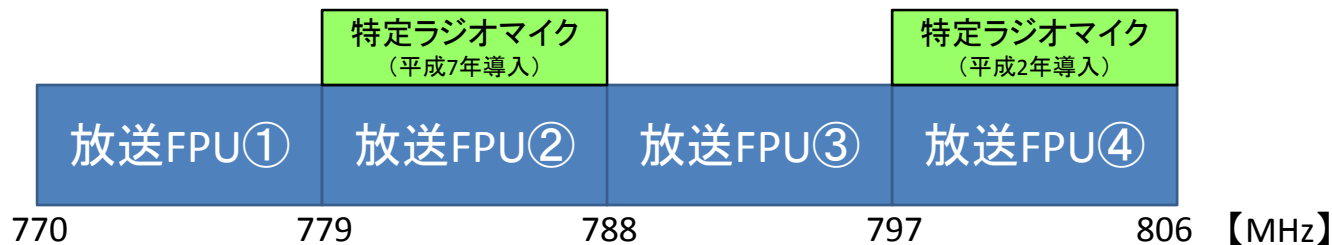
II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

デジタル特定ラジオマイクの導入に係る周波数使用状況の推移

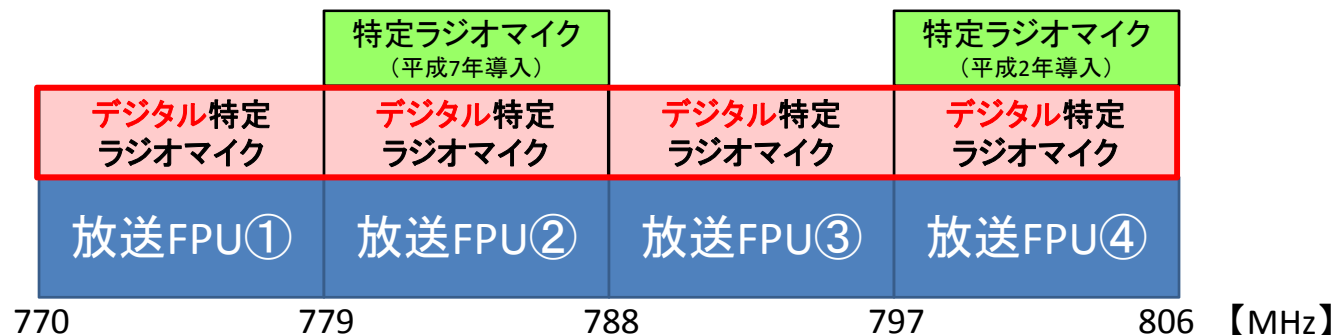
1 これまで

特定ラジオマイクは、放送FPU②及び④と周波数共用により使用



2 デジタル特定ラジオマイクの追加導入後

デジタル特定ラジオマイクは、放送FPU①～④において周波数共用により使用
(放送FPU②及び④においては、これまでの特定ラジオマイクとも共用)



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年11月12日

周波数割当計画の作成について
(平成20年11月12日 諮問第41号)

[2007年世界無線会議の結果に基づく作成]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、工藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の作成について

～ 2 0 0 7 年世界無線会議の結果に基づく作成～

I 国際電気通信連合（ITU）2007 世界無線通信会議（WRC-07）の結果に基づく周波数割当計画の作成

平成 19 年（2007 年）10 月 22 日（月）から同年 11 月 16 日（金）まで、スイス連邦のジュネーブにおいて、国際電気通信連合（ITU）2007 年世界無線通信会議（WRC-07）が開催され、当該会議の審議結果に基づき、ITU 憲章及び条約に規定する無線通信規則が一部改正され、平成 21 年（2009 年）1 月 1 日に発効することとなっている。

我が国で割り当てることが可能である周波数の表である周波数割当計画は、当該無線通信規則に整合するよう定める必要があることから、今般、当該無線通信規則の一部改正の発効に合わせ、周波数割当計を変更することに加え、併せて周波数使用期限を満了した周波数帯について使用期限を削除するなどの規定の整備を行うことから、変更内容が多岐に渡るため、改めて周波数割当計画の作成を行うものである。

なお、WRC-07 の主要審議結果とこれを踏まえた周波数割当計画の主な変更内容は、以下のとおりである。

(1) IMT（第 3 世代及び第 4 世代移動通信システム）への将来の周波数確保

IMT 用周波数として、新たに 3.4-3.6GHz 帯（200MHz 幅）、2.3-2.4GHz 帯（100MHz 幅）、698-806MHz 帯（108MHz 幅）及び 450-470MHz 帯（20MHz 幅）が無線通信規則において追加分配され、これらのうち、各国が使用を希望する周波数帯により今後 IMT を実現することとなった。

これを受けて、我が国においては、3.4-3.6GHz 帯（200MHz 幅）のすべての周波数帯及び 698-806MHz 帯（108MHz 幅）の一部周波数帯（730-770MHz 帯（40MHz 幅））を中心に IMT の利用が見込まれることから、国内分配において同周波数帯を IMT に特定することとした。

(2) 2.5GHz 帯における衛星通信と地上の移動通信の取扱い

2.5GHz 帯については、世界的には地上の移動通信を優先し、衛星が発射する電波を厳しく制限することとなったが、我が国では衛星（N-STAR）による非常災害時等の

移動通信に使用されていることを踏まえ、無線通信規則において、当該制限を受けない旨の例外規定が定められたところである。

このため、同周波数帯における国内分配は従前のおりとし、国際分配の記述のみ変更することとした。

(3) 地球探査衛星のために携帯電話等の電波を抑えることの是非

今後運用が予定されている地球探査衛星を保護するため、地上の無線システム（1.5GHz 帯携帯無線通信及び 10.6GHz 帯放送事業用固定局）の電力制限値（推奨値）が、無線通信規則において、定められたところである。

本推奨値が強制力を有しないものであること及び同周波数帯は我が国では地上の無線システムで利用されていることを踏まえ、同周波数帯における国内分配は従前のおりとし、国際分配の記述のみ変更することとした。

(4) 航空管制用の周波数確保

我が国の提案に基づき、世界共通で航空管制、航空用データ通信等に使用する周波数帯として、112-117.975MHz 帯及び 5091-5150MHz 帯が定められたところである。

これを受けて、同周波数帯における国際分配及び国内分配の変更を行うこととした。

[告示案の概要]

- ・ WRC-07 の結果を反映すること。
- ・ 施行日（平成 21 年 1 月 1 日）において、周波数の使用期限が満了している規定について現行化を図る等の規定整備を行うこと。

Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を作成し、官報に掲載する。

施行日は、平成 21 年 1 月 1 日。

(1) IMT への将来の周波数確保に係る一部改正

ア 周波数表

第 2 表 27.5MHz-10000MHz

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 する 条 件 (6)	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
(略)						
450-455	固定 移動 5.286AA		450-451.5125 J71	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式のよるこの周波数帯の使用は、458.2375-459.5125MHz 帯と対とする。
			451.5125-452.3875	固定 移動	公共業務用	二周波方式のよるこの周波数帯の使用は、412-412.35MHz 帯又は 414.15-414.5MHz 帯と対とする。
			452.3875-452.7	固定 移動	公共業務用	この周波数帯の使用は、407.7875-408.25MHz 帯との対に限る。
			452.7-453.1	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式のよるこの周波数帯の使用は、411.35-412MHz 帯と対とする。
			453.1-453.8875	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式のよるこの周波数帯の使用は、467.65-468.54375MHz 帯と対とする。
			453.8875- 454.04375	固定 移動	公共業務用	この周波数帯の使用は、407.7875-408.25MHz 帯と対の二周波方式に限る。
				陸上移動	一般業務用	この周波数帯の使用は、467.7875-408.25MHz 帯と対の二周波方式に限る。
			454.04375-454.2	固定 移動	公共業務用 放送事業用 小電力業務用 (無線電話用) 一般業務用	小電力業務用(無線電話用)への割当ては、別表 9-6 による。
			454.2-454.9125	固定 移動	公共業務用	この周波数帯の使用は、465.2-465.9125MHz 帯と対とする。
5.209 5.271 5.286 5.286A 5.286B 5.286C 5.286D 5.286E	454.9125-	457.3625	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	この周波数帯の使用は、417.5-420MHz 帯と対の二周波方式に限る。	
455-456 固定 移動 5.286AA 5.209 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286E	455-456 固定 移動 5.286AA 移動衛星(地球から宇宙) 5.286A 5.286B 5.286C 5.209	455-456 固定 移動 5.286AA 5.209 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286E				
456-459	固定 移動 5.286AA		457.3625-457.5125	固定 移動	公共業務用	この周波数帯の使用は、410.3-410.3875 MHz 帯又は 411.3-411.35MHz 帯と対の二周波方式に限る。
			457.5125-457.5875	移動	公共業務用 (船上通信用) 一般業務用 (船上通信用)	船上通信用への割当ては、別表 3-4 による。
			457.5875-458.2375	固定 移動	公共業務用	この周波数帯の使用は、410.4-411.0375MHz 帯と対の二周波方式に限る。
		5.271 5.287 5.288	458.2375-459.5125	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、450-451.5125MHz 帯と対とする。
459-460 固定 移動 5.286AA 5.209 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286E	459-460 固定 移動 5.286AA 移動衛星(地球から宇宙) 5.286A 5.286B 5.286C 5.209	459-460 固定 移動 5.286AA 5.209 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286E	459.5125-460	固定 移動	放送事業用	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、469.5-470MHz 帯と対とする。
460-470	固定 移動 5.286AA 気象衛星(宇宙から地球)		460-462 J73	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、415.5-417.5MHz 帯と対とする。
				気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
		462-465 J73	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用の無線呼出用への割当ては、462.25MHz、462.275MH z 及び 462.3MHz に限る。 放送事業用の無線局によるこの周波数帯の使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。	
				気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
		465-465.175	移動	簡易無線通信業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表 7-2 による。 簡易無線通信業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。	

				465. 175-465. 2	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
				465. 2-465. 9125 J73	固定 移動	公共業務用	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、454. 2-454. 9125MHz 帯と対とする。
					気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
				465. 9125-467. 5 J73	固定	公共業務用 一般業務用	固定業務によるこの周波数帯の使用は、電話 1 チャネル相当の容量の回線に限る。
					移動	公共業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表 7-3-2 による。
					気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
				467. 5-467. 65	移動	公共業務用 (船上通信用) 一般業務用 (船上通信用)	船上通信用への割当ては、別表 3-4 による。
				467. 65-468. 54375 J73	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、453. 1-454. 04375MHz 帯と対とする。
					気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
				468. 54375-468. 875 J73	移動	簡易無線通信業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表 7-2 による。 簡易無線通信業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。
					気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
				468. 875-469. 425 J73	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
					気象衛星 (宇宙から地球) J72	公共業務用 一般業務用	
				469. 425-469. 5	移動	小電力業務用 (テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用)	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表 9-1 による。
				469. 5-470 J73	固定 移動 気象衛星 (宇宙から地球) J72	放送事業用 公共業務用 一般業務用	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、459. 5125-460MHz 帯と対とする。
5. 287 5. 288 5. 289 5. 290							
470-790 放送				(略)			
	608-614 電波天文 移動衛星 (航空移動衛星地球から宇宙) を除く。)	610-890 固定 移動 放送 5. 313A 5. 317A		585-710 J32 J75	固定 陸上移動 J73A	放送事業用 公共業務用 放送事業用	
	614-698 放送 固定 移動 5. 293 5. 309 5. 311A				放送	放送用	
5. 149 5. 291A 5. 294 5. 296 5. 300 5. 302 5. 304 5. 306 5. 311A 5. 312	698-806 放送 固定 移動 5. 313B 5. 317A			710-730 J74B	陸上移動 J73A J75E	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
	5. 293 5. 309 5. 311A			730-770 J74B	陸上移動 J73A J74 放送 J75B	電気通信業務用 放送用	
				(略)			
2300-2450 固定 移動 5. 384A アマチュア 無線標定	2300-2450 固定 移動 5. 384A 無線標定 アマチュア			2300-2400	固定 移動	公共業務用	
			2400-2450 J33	移動	小電力業務用 (小電力データ通信システム用、移動体識別用) 一般業務用 (移動体識別用)	小電力業務用 (小電力データ通信システム用) への割当ては、別表 8-5 による。 小電力業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表 9-7 による。 一般業務用 (移動体識別用) への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表 6-2 による。	
5. 150 5. 282 5. 395	5. 150 5. 282 5. 393 5. 394 5. 396			無線標定 アマチュア	公共業務用 アマチュア業務用		
(略)							

3400-3600 固定 固定衛星（宇宙から地球） 移動 5.430A <u>無線標定</u> 5.431	3400-3500 固定 固定衛星（宇宙から地球） アマチュア 移動 5.431A <u>無線標定</u> 5.433 5.582	3400-3500 固定 固定衛星（宇宙から地球） アマチュア 移動 <u>5.432A</u> <u>無線標定</u> 5.433 5.282 5.432 5.432A	3400-3456 <u>J118A</u> 3456-3600 <u>J118A</u>	固定 移動（航空移動を除く。） 固定衛星（宇宙から地球）	<u>電気通信業務用</u> 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
	3500-3700 固定 固定衛星（宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） <u>無線標定</u> 5.433	3500-3600 固定 固定衛星（宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） <u>5.433A</u> <u>無線標定</u> 5.435		固定 固定衛星（宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。）	放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成 24 年 11 月 30 日までに限る。 移動業務でのこの周波数帯の使用は、平成 22 年 1 月 1 日からとする。
(略)						

イ 脚注

国際脚注	国内脚注
5. 286AA 450-470MHz の周波数帯は、IMT（International Mobile Telecommunications）を導入しようとする主管庁によって特定される。決議第 224（WRC-07、改）参照。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。 5. 313A バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン及びシンガポールでは、698-790MHz の周波数帯、又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって使用される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。 5. 384A 1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯、又はその一部は、決議第 223（WRC-07、改）に従って IMT（International Mobile Telecommunications）を導入しようとする主管庁による使用のために特定されている。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。	(なし) J74 730-770MHz の周波数帯は、2012 年 7 月 25 日以降、IMT に使用することができる。 (なし)

国際脚注	国内脚注
5. 432A 大韓民国、日本及びパキスタンでは、3400-3500MHz の周波数帯は、IMT (International Mobile Telecommunications) に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の（基地又は移動）局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上 3m地点での電力束密度（pfd）が、$-154.5\text{dBW}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$を超えないことが確保されなければならない。 この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線における pfd 制限が満足することを確保するために、すべての関連する情報を考慮に入れながら、（地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の）双方の主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。	J118A 無線通信規則第 5. 432A 号及び第 5. 433A 号を参照すること。
5. 433A バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン及び第三地域のフランス海外県では、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT (International Mobile Telecommunications) に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の（基地又は移動）局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上 3m 地点での電力束密度（pfd）が、$-154.5\text{dBW}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限が満足することを確保するために、すべての関連する情報を考慮に入れながら、（地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の）双方の主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。	J118A 無線通信規則第 5. 432A 号及び第 5. 433A 号を参照すること。

(2) 「2.5GHz 帯における衛星通信と地上の移動通信の取扱い」に係る一部改正

ア 周波数表

第 2 表 27. 5MHz-10000MHz

国 際 分 配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
2500-2520 固定 5. 410 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A	2500-2520 固定 5. 410 固定衛星 (宇宙から地球) 5. 415 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A	2500-2520 固定 5. 410 固定衛星 (宇宙から地球) 5. 415 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 移動衛星 (宇宙から地球) 5. 351A 5. 407 5. 414 5. 414A	2500-2535 J106 J107	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用
5. 405 5. 412	5. 404	5. 404 5. 415A		移動衛星 (宇宙から地球) J105	電気通信業務用 (携帯移動衛星通信用) 公共業務用
			(略)		

イ 脚注

国際脚注	国内脚注
5. 414A 日本及びインドでは、無線通信規則第 5. 403 号に基づく移動衛星業務 (宇宙から地球) の衛星ネットワークによる 2500-2520MHz 及び 2520-2535MHz の周波数帯の使用は、国境内での運用に限定され、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とする。以下の pfd 値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から 1000km の範囲内におけるすべての条件及び全ての変調方式における無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。 -136dB(W/(m²・MHz)) 0° ≤ θ ≤ 5° の場合 -136 + 0. 55 (θ - 5) dB(W/(m²・MHz)) 5° < θ ≤ 25° の場合 -125 dB(W/(m²・MHz)) 25° < θ ≤ 90° の場合 ここで θ は、水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第 21 条の表 21-4 を適用する。さらに、2007 年 11 月 14 日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時まで利用が開始されているシステムには、無線通信規則第 9. 11A 号と関連した無線通信規則第 9 条及び第 11 条の適用可能な規定とともに、無線通信規則 (2004 年版) 付録第 5 号附属書 1 の表 5-2 の調整しきい値が適用される。	(なし)

(3) 「地球探査衛星のために携帯電話等の電波を抑えることの是非」に係る一部改正

ア 周波数表

第 2 表 27.5MHz-10000MHz

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
(略)						
1427-1429 宇宙運用（地球から宇宙） 固定 移動（航空移動を除く。） 5.338A 5.341			1427-1429 宇宙運用 （地球から宇宙） 固定 移動（航空移動を除く。）	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 エントランス回線用への割当ては、1427.9MHz を超え 1429MHz 以下に限る。 I MT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。	
1429-1452 固定 移動（航空移動を除く。）	1429-1452 固定 移動 5.343		1429-1437.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 I MT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 I MT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1485.9MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
			移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）		
			1437.9-1439 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 I MT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 I MT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1485.9-1487MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
				移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
			1439-1442.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 I MT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。
				移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
			1442.9-1443 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 この周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 I MT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。
				移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
			1443-1453 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 エントランス回線の割当ては、1443MHz を超え 1452.9MHz 以下に限る。 I MT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 I MT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 I MT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1491-1501MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
				移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
5.338A 5.341 5.342	5.338A 5.341		(略)			

第 3 表 10GHz - 275GHz

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
(略)						
10. 6-10. 68	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動) <u>無線標定</u> 5. 149 5. 482 5. 482A	10. 6-10. 68 J32 J140A	固定 移動 (航空移動を除く。) 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	放送事業用		
(略)						

イ 脚注

国際脚注	国内脚注
5.338A 1350-1400MHz 、 1427-1452MHz 、 22.55-23.55GHz 、 30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz 及び 51.4-52.6GHz の周波数帯には、決議第 750 (WRC-07) の規定を適用する。 5.482A 10.6-10.68GHz の周波数帯を、地球探査衛星業務（受動）並びに固定業務及び航空移動を除く移動業務で共用するに当たっては、決議第 751 (WRC-07) が適用される。	(なし) (なし)

(4) 「航空管制用の周波数の確保」に係る一部改正

ア 周波数表

第2表 27.5MHz-10000MHz

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
(略)					
108-117.975	航空無線航行 5.197 5.197A	108-117.975 J37B	航空無線航行	公共業務用 (I L S ローカライザ用、V O R 用)	
(略)					
5030-5091	航空無線航行 5.367 5.444	5030-5091 J89 J123C	航空無線航行	公共業務用 (M L S 用)	M L S 用への割当ては、別表 2－3 による。
5091-5150	航空無線航行 航空移動 5.444B	5091-5150 J89 J123E	航空無線航行	公共業務用	
			航空移動 J123D ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J123F	電気通信業務用 公共業務用	
(略)					

イ 脚注

国際脚注	国内脚注
5.197A 108-117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも分配される。この使用は、決議第 413 (WRC-07、改) の規定に従わなければならない。 108-112MHz の周波数帯の航空移動 (R) 業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに関連する受信機で構成されるシステムに限る。 5.444B 航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。 - 航空移動 (R) 業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748 (WRC-07) に従うものとする。 - 決議第 418 (WRC 07) に従った、航空機局 (無線通信規則第 1.83 号参照) からの航空遠隔測定伝送。 - 航空保安伝送。この使用は、決議第 419 (WRC-07) に従うものとする。	J37B 108-117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも分配される。この使用は、決議第 413 (WRC-07、改) の規定に従わなければならない。 108-112MHz の周波数帯の航空移動 (R) 業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに関連する受信機で構成されるシステムに限る。 J123D 航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。 - 航空移動 (R) 業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748 (WRC-07) に従うものとする。 - 決議第 418 (WRC-07) に従った航空機局 (無線通信規則第 1.83 号参照) からの航空遠隔測定伝送。 - 航空保安伝送。この使用は、決議第 419 (WRC-07) に従うものとする。

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年11月12日

株式会社放送衛星システム所属放送衛星局の予備免許について
(平成20年11月12日 諮問第42号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、松元係長)

電話：03－5253－5799

株式会社放送衛星システム所属放送衛星局の予備免許について

－地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策－

1 背景

総務省は、平成20年9月3日、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策に係る放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）及び放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の各一部変更案（以下「原案」という。）について、電波監理審議会に諮問し、原案を適当とする旨の答申をいただいたところである。

これを受け、本年9月19日に、原案のとおり、放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更を行ったところ、本年9月26日に株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 竹中 一夫）1社から、受託国内放送を行う放送衛星局（1局）の開設について、電波法（昭和25年法律第131号）第6条第2項に基づき、申請があったものである。

2 申請概要

I 申請者概要（詳細は別紙1のとおり。）

社名：株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 竹中 一夫）

業務：BS放送に係る受託放送事業等

II 申請概要（詳細は別紙2のとおり。）

使用するチャンネル番号：17

＜衛星の名称 BSAT-3a＞

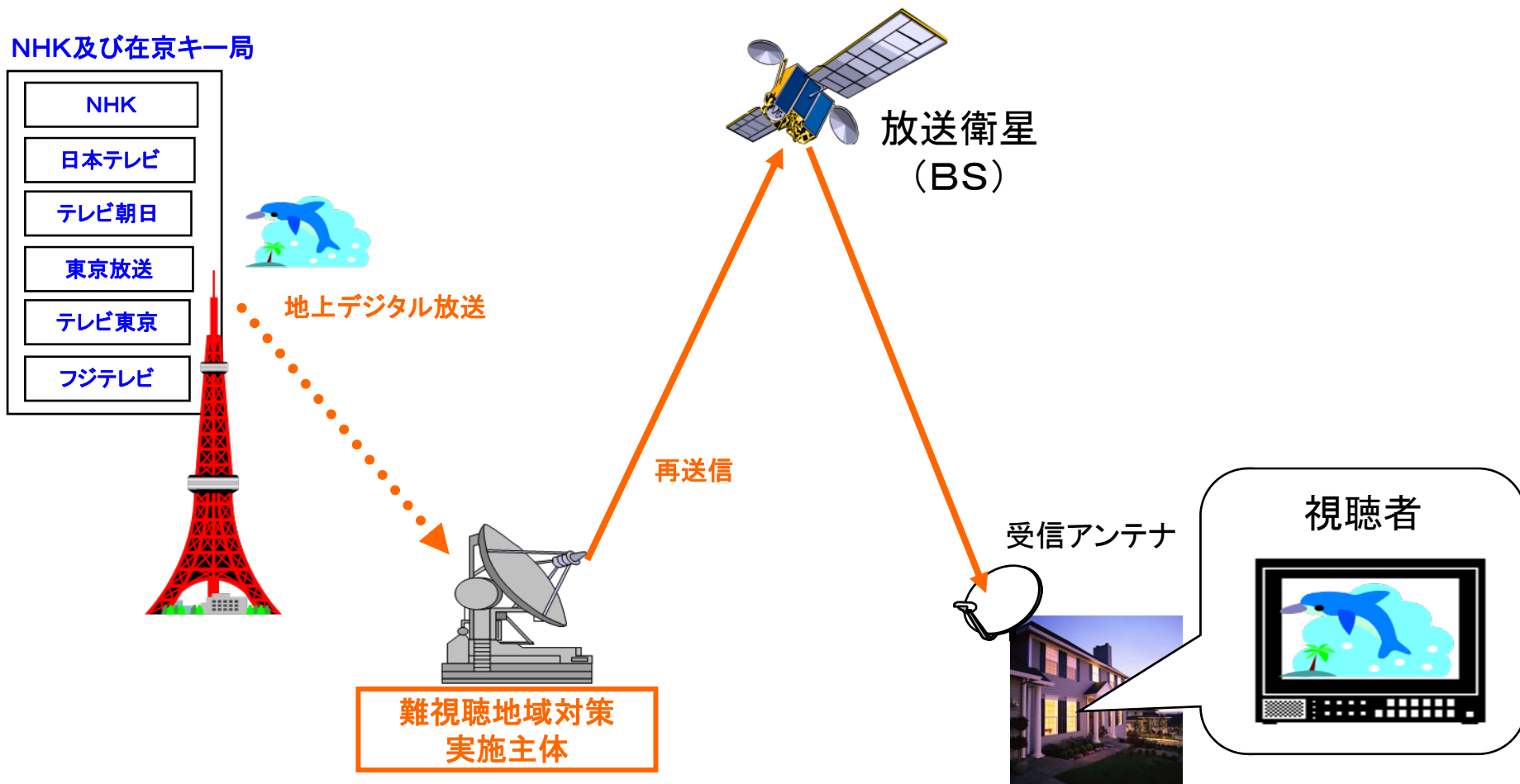
3 審査結果（詳細は別紙3のとおり。）

審査した結果、「電波法」、「放送局の開設の根本的基準」、「電波法関係審査基準」の基準に適合していると認められるため、電波法第8条第1項に基づき、予備免許（概要は別紙4のとおり。）を与えることとする。

地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策の概要

平成23年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合・教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビが放送する番組を再送信する。

なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。



1 申請者
株式会社放送衛星システム

2 申請者の概要

設 立 年 月 日	平成5年4月13日																
代 表 取 締 役 社 長	竹中 一夫																
主 た る 業 務	受託放送事業、アップリンク業務、全局EPG（電子番組表）業務																
資 本 金	150億円																
主 な 出 資 者 （ 出 資 比 率 ）	<table><tr><td>日本放送協会</td><td>49.9%</td></tr><tr><td>(株)WOWOW</td><td>19.6%</td></tr><tr><td>(株)東京放送</td><td>5.6%</td></tr><tr><td>(株)テレビ朝日</td><td>5.6%</td></tr><tr><td>(株)BS日本</td><td>5.2%</td></tr><tr><td>(株)ビーエスフジ</td><td>5.2%</td></tr><tr><td>(株)BSジャパン</td><td>5.2%</td></tr></table>			日本放送協会	49.9%	(株)WOWOW	19.6%	(株)東京放送	5.6%	(株)テレビ朝日	5.6%	(株)BS日本	5.2%	(株)ビーエスフジ	5.2%	(株)BSジャパン	5.2%
日本放送協会	49.9%																
(株)WOWOW	19.6%																
(株)東京放送	5.6%																
(株)テレビ朝日	5.6%																
(株)BS日本	5.2%																
(株)ビーエスフジ	5.2%																
(株)BSジャパン	5.2%																

申請概要

1 無線局の種別	放送衛星局（1局）
2 申請者名	株式会社放送衛星システム
3 申請年月日	平成20年9月26日（進達：平成20年10月9日）
4 無線局の目的	標準テレビジョン放送（デジタル放送・受託国内放送）
5 開設を必要とする理由	地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策を実施するため、第17チャンネルの周波数を使用する放送衛星局の開設を希望するもの
6 放送事項	標準テレビジョン放送 放送事業者が委託により行わせる放送
7 使用する衛星	B S A T - 3 a
8 無線設備の設置場所	対地静止衛星軌道 東経110度 東経110度又は東経109.85度 経度及び緯度の変動幅 ±0.1度
9 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	34M5G7W 12.03436GHz（注1）（注2） 120W 等価等方輻射電力 1000kW 通信速度（1中継器あたり） 28.860Mbaud（メガボー）

10 希望する運用許容時間	常 時
11 工事落成の予定期日	平成22年2月28日
12 運用開始の予定期日	免許の日
13 備 考	本放送衛星局の主送信装置をBSAT-3a衛星の無線設備とし、予備送信装置をBSAT-2c衛星の無線設備とする。

審 査

審査項目		審査結果
電波法第7条及び行政手続法第5条により公にしている審査基準への適合性	適	以下のとおり適合していると認められる。
1 工事設計の技術的基準への適合性 (電波法第7条第2項第1号) (電波法関係審査基準第3条)	適	別添技術審査結果のとおり、技術基準に適合していると認められる。
2 周波数の割当ての可能性 (電波法第7条第2項第2号) (電波法関係審査基準第3条)	適	別添技術審査結果のとおり、周波数を割り当てることは可能であると認められる。
3 業務を維持するに足る財政的基礎の有無 (電波法第7条第2項第3号) (電波法関係審査基準第3条)	適	衛星についてはすでに打ち上げられている衛星を使用することから、新たな調達費用は発生しない。また、事業計画及び事業収支見積りの内容を審査した結果、事業収支全体について、免許予定期間を通じた同社の料金表に基づく利益の計上を見込んでおり、将来に渡って業務を維持するに足る財政的基礎はあると認められる。
4 放送による表現の自由享有基準に合致すること (電波法第7条第2項第4号)	—	受託放送を行う放送局に該当するため、検討を要しない。※1
5 放送局の開設の根本的基準への適合性 (電波法第7条第2項第5号)	適	次のとおり適合していると認められる。
(1) 事業計画実施の確実性 (放送局の開設の根本的基準第3条第1項第1号)	適	事業計画及び事業収支見積りの内容を審査した結果、対象事業について、4年目からは対象事業単体での黒字化を見込んでいることから、事業計画の実施の確実性はあるものと認められる。
(2) 法人設立の確実性 (放送局の開設の根本的基準第3条第1項第2号)	適	平成5年4月13日に既に設立されており、適合していると認められる。
(3) 放送番組の編集及び放送について (放送局の開設の根本的基準第3条第1項第4号)	—	受託放送を行う放送局に該当するため、検討を要しない。※2
(4) 送信空中線装置の設置場所等の適合性 (放送局の開設の根本的基準第5条)	適	別添技術審査結果のとおり、適合していると認められる。
(5) 既設局等への妨害の有無 (放送局の開設の根本的基準第8条)	適	別添技術審査結果のとおり、適合していると認められる。
(6) 放送の公平かつ能率的普及に対する適合性 (放送局の開設の根本的基準第9条)	適	本件放送衛星局は地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策を実施するために開設するものであり、放送普及基本計画にも適合していることから、放送の公平かつ能率的普及に役立つと認められる。
6 行政手続法第5条により公にすることとされている審査基準への適合性	適	別添技術審査のとおり、「電波法関係審査基準」により審査した結果、適合していると認められる。

※1 放送局に係る表現の自由享有基準 第1条

※2 放送局の開設の根本的基準 第3条の2

予 備 免 許 の 概 要

無線局の種別	放送衛星局（１局）
免許人	株式会社放送衛星システム
識別信号	B－S A T B S デジタルテレビジョン 5
無線局の目的	標準テレビジョン放送 （デジタル放送・受託国内放送）
放送事項	放送事業者が委託により行なわせる放送
周波数	1 2 . 0 3 4 3 6 G H z
空中線電力	1 2 0 W

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年11月12日

日本放送協会の放送法第9条第2項第2号の業務の基準の認可について
(平成20年11月12日 諮問第43号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(飯嶋課長補佐、横谷係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の 基準の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 9 条第 9 項の規定に基づき、法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準の認可申請があった。

協会の申請案は、別添 1 のとおりであり、

- ① 本年 1 2 月 1 日から開始する番組アーカイブ業務に関し、利用料金設定の考え方や利用規約の考え方、意見・苦情等への対応等に関する基準を新たに定めるとともに、
 - ② 無料業務に関する現行の基準について、一部見直しを行うこととしている。
- なお、協会においては、広く意見募集を行った上で、申請案を策定したものである。

2 審査の経緯等

総務省においては、今回の認可申請が、放送法改正による制度導入後初めて行われるものであり、総務大臣として認可の適否の判断を初めて示すものであることから、透明性の高いプロセスの下で、広く国民視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適当と判断し、本件認可申請に対する現時点での「総務省の考え方」を別添 2 のとおり取りまとめ、次の条件を付すことを前提として、申請案を認可することが適当である旨の認可方針を示し、広く意見の募集を行った。

<認可条件案>

- ① 無料業務の実施経費の内訳について、毎年度、その実績額を公表すること
- ② 利用者や外部事業者からの意見・苦情等を踏まえ、本基準を適時、適切に見直すこと

3 結論

意見募集の結果、総務省の考え方に特段の異論はみられなかったことから認可方針のとおり条件を付して認可することとしたい。

放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）

協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送および有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定されている有線放送に該当するものを除く。）（放送法第9条第2項第2号に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。

第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. 規模

年額40億円程度を上限とする。

3. 既放送番組等の提供の態様

協会のホームページ（ウェブ上のサイトをいう。以下同じ。）において行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組（以下「当該放送番組」という。）の名称を明示する。

4. 既放送番組等の提供期間

当該放送番組の終了後1か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度）で終了することを基本とする。

なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。

5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供

災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供（外国語によるものに限る。）については、2から4までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。

6. 画質

既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。

7. 基本計画の作成と公表

各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。

各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。

第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に供することにより、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. サービスの名称

協会が、番組アーカイブ業務として、利用規約に基づき、日本国内において、電気通信回線を用いて映像・音声コンテンツを配信し、利用者に有料で提供するサービス（これに附随するサービスを含む。）を、「NHKオンデマンドサービス」（以下「本サービス」という。）と総称する。

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1週間程度の期間配信する「見逃し番組サービス」、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する「特選ライブラリーサービス」とし、「単品」、番組等を複数本まとめた「パック」または「月額見放題パック」のいずれかの契約種別により提供する。

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。

② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。

イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。

ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。

エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。

オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。

カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。

キ. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。

- ③ 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。

5. 提供端末

- ① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えたパーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックスであって、各々に必要な電気通信回線に接続されたものとする。

ア. 配信する動画を再生するためのソフトウェアまたは機能

イ. 配信する動画の再生条件等を制御するコンテンツ保護ソフトウェアまたは機能

ウ. 配信する動画の内容情報等のメタデータの表示および視聴・購入等のユーザインターフェースを提供するソフトウェアまたは機能

エ. 個別認証を必要とする有料課金サービス等のサービスモデルを実現するソフトウェアまたは機能

- ② ①の端末機器のうちテレビジョン受信機およびセットトップボックスについては、本サービスの提供に関し協会との間で契約を締結したプラットフォーム事業者が提供し、または当該プラットフォーム事業者の規格に準拠したものを対象とする。

- ③ 技術進歩等によって本サービスを利用するために必要なソフトウェアまたは機能を備えることにより、新たに①の条件を満たした端末に関しては、その普及の程度および協会が新たに負担することとなる費用を勘案しつつ、逐次、提供端末に加える。

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務

協会は、番組アーカイブ業務の実施に当たって、本サービスの利用希望者との契約を、正当な理由なく拒まない。

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約をパーソナルコンピュータ向けおよび各プラットフォームサービスごとに定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介しており、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。

- ② 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示

すること。

- ③ 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法。
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。
- ⑤ コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項。
- ⑥ 協会は、利用者の氏名、生年月日、電話番号等の個人情報を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。
- ⑦ 協会は、⑥に定める個人情報を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと。
- ⑧ 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件。
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ ①から⑨までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等。

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② 個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざん、漏洩等によるプライバシー侵害その他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。
- ③ 個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者および担当者を配置する。
- ④ 個人情報の取り扱いに関して寄せられた苦情および利用者本人からの開示等の求めについては、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適正に対応する。
- ⑤ ①から④までに定めるところによるほか、個人情報については、「NHK個人情報

報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスを開始するに際し、利用料金の料額を決定するにあたっては、あらかじめ利用料金収入の推計調査を実施し、これにより利用料金収入総額の推計値が最大となる料額を基準として、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味し、その中心料金を設定するものとする。
- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。
- ③ ①の中心料金を基準として、「単品」については番組の長さおよび市場性を考慮したランクならびに画質に応じ、また、「月額見放題パック」については画質に応じ、それぞれ標準的な料額を定めた料金表（以下「NOD料金表」という。）を設定する。
- ④ 個々の提供番組については、NOD料金表上のどのランクを適用するかを、当該番組の市場性を評価したうえで、提供開始時に決定する。
- ⑤ 個々の「パック」については、提供開始時に、30パーセントを超えない範囲で「パック」割引率を決定し、当該「パック」を構成する番組の「単品」の料額の合計額に、当該決定した「パック」割引率を乗じた額を減じて、その料額を設定する。
- ⑥ NOD料金表は、その適用後6か月以上にわたり、利用料金収入が①の推計調査結果に比し大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは、必要な改定をすることがある。
- ⑦ NOD料金表は、毎年少なくとも1回実施する市場調査により、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑧ 番組の長さおよび市場性を考慮したランクがNOD料金表に当てはまらない番組、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組については、特別料金を設定することがある。
- ⑨ シリーズ番組のうちの一部の番組について、当該シリーズ全体の利用料金収入の増加が見込まれるときは、その料額を、無料もしくはNOD料金表記載の料額に比し著しく低い額とし、またはその適用する「パック」割引率を30パーセントを超える高い率に設定することがある。ただし、この項の規定を適用する番組の提供本数は、料額決定の透明性を確保する観点および過大な危険負担を回避する観点から、当該年度の総提供本数の5パーセントを超えないこととする。

10. 区分経理

- ① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他のものと区分して番組アーカイブ業務勘定により整理する。
- ② 既放送番組等を本サービスで使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を番組アーカイブ業務勘定の経費に計上する。
- ③ 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。
ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に

要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、「見逃し番組サービス」に係る経費はその全額を、「特選ライブラリー番組サービス」に係る経費は、提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

イ. 給与経費・退職手当および厚生費については、番組アーカイブ業務を実施する要員相当分を、番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

ウ. 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

11. 収支差が生じた場合の扱い

- ① 番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、番組アーカイブ業務勘定における翌期以降の番組アーカイブ業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

12. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

13. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

番組アーカイブ業務の周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

14. 操作方法・画面表示

提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。

15. 意見・苦情等への対応

- ① 本サービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が本サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者のコールセンターで受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、本サービスのより円滑な利用を促進する。
- ② 番組アーカイブ業務の遂行状況に関して外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる。

16. 資料の公表

7の利用規約、9の①および⑦の調査結果、10の③の配賦基準ならびに15の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

17. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、9の規定にかかわらず、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② 平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。

第3 この基準の施行日

この基準は、平成20年11月20日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、その施行日から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。

第5 その他

第1の7の基本計画のうち平成20年度に係るものについては、この基準について総務大臣の認可を得た後、この基準の施行日まで公表する。

NHKの放送法第9条第2項第2号の業務の基準の 認可申請に対する総務省の考え方

本年10月9日に、日本放送協会（以下「NHK」という。）から認可申請のあった放送法（昭和25年法律第132号）第9条第2項第2号の業務の基準（以下「実施基準」という。）に対する総務省の現時点の考え方は以下のとおり。

I 背景

1. 放送の補完利用としてのインターネット利用

平成19年12月の放送法改正前においては、NHKが行うインターネット利用については、放送の補完利用としての位置付けの下、改正前の放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」として、受信料を財源として行われていた。

この放送の補完利用としてのインターネット利用の在り方を明らかにするため、総務省において、『放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」の解釈指針（日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン）』を策定・公表¹し、NHKは、このガイドラインに沿って当該業務を実施していた。

放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」の解釈指針 （日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン）

1. 目的

本解釈指針は、日本放送協会（以下「協会」という。）が放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」として、放送の補完利用としてのインターネット利用（災害・危機管理情報や選挙情報の提供、国際情報発信（外国語放送によるもの）を除く。以下、同じ。）を行う場合において、同号の解釈を示すことにより、協会の放送の補完利用としてのインターネット利用の在り方を明らかにすることを目的とする。

2. 協会の放送の補完利用としてのインターネット利用

協会が、放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」に基づき、放送の補完利用としてのインターネット利用を行う場合に当たっては、次のとおりとする。

(1) 提供する情報の形態

提供する情報の形態については、1) 協会が放送した番組（以下「二次利用」という。）、2) 放送番組をより良く理解するための情報（放送番組の制作過程において入手した放送番組の素材及びこれを加工して作成される情報、以下「番組関連情報」という。）とする。

(2) 規模

規模については、協会が行っているBSデータ放送の番組制作その他のインターネットによる情報提供と類似する業務の規模を参考に、年額10億円程度を上限とする。

(3) 態様

放送番組ごとにホームページを作成することとし、二次利用、番組関連情報のいずれについても、当該放送番組の終了後（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後）1週間程度とする。

(4) 分野

番組関連情報については、協会において、教育、福祉、医療、生活の分野から開始するものとする。

3. その他

本解釈指針については、今後の技術動向等も踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

¹ 平成14年3月8日公表

2. 放送法改正

NHKが過去に放送した放送番組等（番組アーカイブ）を、国民に広く普及しつつあるブロードバンド等を通じて有料で視聴できるようにすることは、国民の利益に適うものであり、また、ブロードバンドを通じたコンテンツ流通市場の活性化にも寄与すると考えられる。

同様の考え方にに基づき、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」²において、「番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う」とされたことを受けて、平成19年12月、

- ① 番組アーカイブをブロードバンド等を通じて一般の利用者に提供する業務をNHKの業務として追加するとともに、
- ② 利用者利益の保護等の観点から、NHKは、当該業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める実施基準に従わなければならないこと
- ③ 当該業務は、特定の者のみに対し行うものであることから、適切な受益者負担が行われているか確認するため、当該業務については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること

などを内容とする放送法の一部改正が行われ³、本年4月1日から施行された。

●放送法（昭和25年5月2日法律第132号）

（業務）

第9条（略）

- 2 協会は、前項の業務のほか、第7条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 - 二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線放送に該当するものを除く。）。
- 9 協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

（支出の制限等）

第39条（略）

- 2 協会は、第9条第2項第2号及び第3項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

●放送法施行規則（昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号）

（区分経理の方法）

- 第11条の3 協会は、法第9条第2項第2号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第3項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 2 協会は、番組アーカイブ業務、法第9条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

なお、放送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議⁴において、「協会に対して新たに認められる番組アーカイブのブロードバンドによる提供については、民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、その適切な競争環境の整備に努めること。また、番組アーカイブは受信料により制作されていることから、新しいサービスによる収益は、受信料に還元させるよう検討すること。」とされている。

² 平成18年6月20日

³ 平成19年12月28日法律第136号

⁴ 平成19年12月6日衆議院総務委員会、平成19年12月20日参議院総務委員会

3. 現行の実施基準

本年4月の改正放送法施行に伴い、これまでNHKが「附帯業務」として、専ら受信料を財源として行ってきた“放送の補完利用としてのインターネット利用”について、今後は放送法第9条第2項第2号の業務に含まれることとなることから、改正法施行後においても当該業務を引き続き実施することができるよう、NHKにおいては、本年3月、総務大臣の認可を受けて⁵当該業務の実施基準を制定した。

本実施基準は、放送法第9条第2項第2号の業務のうち、これまでは附帯業務として行ってきた“放送の補完利用としてのインターネット利用”に相当するものである、専ら受信料を財源として行う業務（以下「無料業務」という。）のみを対象としており、実施基準の内容としては、“放送の補完利用としてのインターネット利用”に関する解釈指針として総務省が公表した前述のガイドラインと同等の内容を定めるものであることから、必要かつ適当な措置として認可したものである。

（注）放送法改正前においては、包括的な「附帯業務」の一部に該当するものとして位置付けられていたことから、その対象範囲等を明確化すべく、総務省が解釈指針であるガイドラインを公表していたが、放送法改正後においては、同法第9条第2項第2号において独立した業務として明確に位置付けられ、NHK自ら策定する実施基準の中で対象範囲等を明確に定めることが求められているものであり、総務大臣はNHKから申請のあった実施基準の内容が適当と認められる場合に認可を行うものである。

なお、放送法第9条第2項第2号の業務のうち専ら受信料を財源として行う業務以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）については、当面の間、実施しないこととされ、本年12月からの番組アーカイブ業務の開始にあたり、遅くとも本年11月までに現行の実施基準を見直す旨が実施基準上明記されている。

Ⅱ 申請の概要

NHKにおいては、本年12月1日から、番組アーカイブ業務として、「NHK オンデマンドサービス」（以下「本サービス」という。）を開始する予定であることから、新たな業務に対応するため、現行の実施基準を見直すこととしたいとして、変更後の実施基準について総務大臣の認可申請を行ったものである。

NHKから申請のあった実施基準の変更案については、別添のとおりであり、

- ① 新たに開始する番組アーカイブ業務に関し、利用料金設定の考え方や利用規約の考え方、意見・苦情等への対応等に関する実施基準を新たに定めるとともに、
- ② 無料業務に関する現行の実施基準について、一部見直しを行うこととしている。

なお、NHKにおいては、今回の実施基準案の策定に当たり、検討の参考とするため、広く国民視聴者から意見を募集したところであり、合計37件の意見が寄せられたところである。

今回、NHKの実施基準の認可申請に対する「総務省の考え方」を取りまとめるに当たっては、これらの意見も参考にしつつ、検討を行ったものである。

⁵ 平成20年3月12日総務大臣認可

Ⅲ 認可の考え方

1. 基本的な考え方

放送法第9条第2項第2号の業務の実施基準を総務大臣の認可にかからしめている趣旨については、放送法改正時の国会審議において、①利用者の利益の確保、②公共放送を担うNHKの業務としての適正の確保、③受信料を財源とする業務範囲の適正の確保、といった観点からである旨が明らかにされている⁶。

また、その際、実施基準においては、利用者の利益の確保の観点から適正な料金設定の考え方が記載されていることを想定しているが、個々具体的な料金について総務大臣の認可は必要ないと考えている旨の説明がなされている。

さらに、前述のとおり、放送法改正時の附帯決議において、番組アーカイブ業務が民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、その適切な競争環境の整備に努めるべき旨決議されている。

これら立法時の議論を踏まえ、実施基準の認可に当たっては、

- ① 利用者利益の確保
- ② 公共放送を担うNHKの業務としての適正の確保
- ③ 受信料を財源とする業務範囲の適正の確保

を基本的観点として検討を行うことが適当と考える。

また、その際、②の「公共放送を担うNHKの業務としての適正の確保」の観点を検討するに当たっては、「民間競争事業者との公正競争の確保」の観点について特に留意する必要があると考える。

2. 具体的な審査項目の設定

(1) 利用者利益の確保

利用者利益を確保する観点からは、本サービスを利用しようとする際には、利用者がサービスの内容や提供条件を十分理解した上で契約を締結することができるよう、サービスの内容や利用料金、利用するために必要な設備等の利用環境、契約締結に際して必要な手続き、契約解除やサービス停止に関する事項、個人情報保護の取扱い等について、あらかじめ適正かつ明確に定められ、かつ、利用者が容易に知り得る形で明らかにされていることが必要と考えられる。

また、利用者が本サービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見や苦情に対し、迅速かつ適切に処理するために必要な体制等を構築することが必要と考えられる。

実施基準の認可は、利用料金や利用規約そのものを認可するものではなく、具体的な利用料金の額や利用規約に記載される具体的事項そのものを実施基準に規定することが求められるものではないが、このような事項について、適正かつ明確な方針・考え方を規定することが求められるものである。

このような観点から、実施基準の認可に当たり、「利用者利益の確保」の観点については、以下の7項目に関して、必要かつ適当な内容が定められているか確認することが必要と考える。

⁶第168回国会 参・総務委員会（平成19年12月12日）

【「利用者利益の確保」に関する審査項目】

- ① 提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていること。
- ② サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること。
- ③ サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、NHK及び利用者の責任などに関する事項について利用規約を作成するなど、サービスの提供条件を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること。
- ④ 利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること。
- ⑤ サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ⑥ 利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること。
- ⑦ 利用者の意見・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講ずるものであること。

(2) 公共放送を担うNHKとしての業務の適正の確保

A 民間競合事業者との公正競争の確保

NHKが、番組アーカイブ業務を行うに当たって、受信料を財源とする業務を行うために保有している経営資源（受信料財源、職員、番組アーカイブ等）を流用して、番組アーカイブ業務と同種の業務を行う民間競合事業者と比して不当に有利な条件で番組アーカイブ業務を行うことは、民間競合事業者との間の公正な競争を阻害するおそれがあると考えられる。

そのため、例えば、民間競合事業者の同種のサービスより不当に低廉な料金で本サービスを提供することなど、不当な競争を引き起こすおそれのある行為についてはNHKとして行わない旨を、実施基準において、あらかじめ明確に示すことは、市場に無用の懸念を生じさせないためにも重要と考えられる。

また、民間競合事業者とのトラブルを防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に定める公正競争条件に従って番組アーカイブ業務が適切に行われることを確保する観点から、民間競合事業者からの意見や苦情等を適正に取り扱うための体制を構築することが必要と考えられる。

このような観点から、実施基準の認可に当たり、「民間競合事業者との公正競争の確保」の観点については、以下の4項目に関して、必要かつ適当な内容が定められているか確認することが必要と考える。

なお、番組アーカイブ業務は、特定の者のみに対し行うものであることから、適切な受益者負担が行われているか確認するため、受信料を財源とする業務と区分経理しなければならないとされているが、このことは、民間競合事業者との公正競争の確保の観点からも、不当な流用を防止する一定の歯止めとなると期待されるものであり、適正な区分経理がなされることが重要と考えられる。

【「民間競合事業者との公正競争の確保」に関する審査項目】

- ① 利用料金について民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。
- ② ＮＨＫの既放送番組を番組アーカイブ業務において使用する際の条件が、他の事業者が使用する際の条件に比して不当に差別的でないこと。
- ③ 番組アーカイブ業務に係る営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適切な方法により行われるものであること。
- ④ 民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

なお、ＮＨＫが番組アーカイブ業務を行うことが市場全体や民間競合事業者に対しどのような影響を及ぼすこととなるかについては、その時々々の市場環境によっても異なると考えられることから、ＮＨＫにおいては、民間競合事業者からの意見や苦情を踏まえて、必要に応じ、適時適切に実施基準を見直すことが必要であり、その旨を本件認可の条件として付することが適当と考える。

B プラットフォーム事業者との適正な関係の確保

ＮＨＫが、プラットフォーム事業者⁷の選定に当たって特定の事業者を不当に差別的に取り扱ったり、プラットフォーム事業者の業務について不当な義務を課したりすることは、プラットフォーム事業者間の公正な競争を歪めることとなるおそれがある。

また、公共放送を担うＮＨＫが、その業務の実施に当たり、特定のプラットフォーム事業者を不当に差別的に取り扱うことは、ＮＨＫの公平性・中立性に対する国民の信頼感を著しく損なうこととなるおそれがある。

そのため、そのような行為はＮＨＫとして行わない旨を、実施基準においてあらかじめ明確に示すことは重要と考えられる。

また、プラットフォーム事業者を介して本サービスの提供を受ける利用者が安心して継続的に本サービスを利用するためには、プラットフォーム事業者とＮＨＫの責任に関する事項があらかじめ適正かつ明確に定められていることが必要と考えられる。

このような観点から、実施基準の認可に当たり、「プラットフォーム事業者との適正な関係の確保」の観点については、以下の３項目に関して、必要かつ適切な内容が定められているか確認することが必要と考える。

【「プラットフォーム事業者との適正な関係の確保」に関する審査項目】

- ① 特定のプラットフォーム事業者に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ② プラットフォーム事業者及びＮＨＫの責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。
- ③ プラットフォーム事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

⁷動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者をいう。

C 区分経理等

前述のとおり、番組アーカイブ業務は受益者負担を前提としていることから、放送法及び放送法施行規則に基づき、当該業務に係る経理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないとされ、番組アーカイブ業務、放送法第9条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち2以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならないとされている⁸。

この区分経理は、適切に受益者負担が実現しているか受信料を負担する国民に対し明らかにすることを目的とするものであるが、前述のとおり、受信料を財源とする業務から番組アーカイブ業務への不当な内部相互補助を防止する一定の歯止めの効果も期待されるものである。

また、放送法において、NHKは、放送法第9条第2項第2号の業務を行うに当たっては営利を目的としてはならないとされており⁹、利用料金の設定や剰余金の扱い等に関し、法の趣旨に反しない措置がなされることが必要である。

このため、実施基準の認可に当たり、「公共放送を担うNHKとしての業務の適正の確保」の観点に関して、これら放送法上求められる事項についても、必要かつ適切な内容が定められているか確認することが必要と考える。

【「区分経理等」に関する審査項目】

- ① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものであること
- ② 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理するものであること
- ③ 番組アーカイブ業務を行うに当たって営利を目的とするものでないこと

（3）受信料を財源とする業務範囲の適正の確保

NHKの放送を補完する観点から、受信料を財源として行われる無料業務については、いたずらに規模が拡大し、NHKが本来目的とする放送業務の円滑な遂行に支障を来したり、受信者に過度な負担を課したりすることとならないよう、あらかじめ規模について一定の限度を設けるなど、実施基準において、無料業務の範囲が適正かつ明確に定められていることが必要と考えられる。

このため、実施基準の認可に当たり、「受信料を財源とする業務範囲の適正の確保」の観点については、次の項目について、必要かつ適切な内容が定められているか確認することが必要と考える。

【「受信料を財源とする業務範囲の適正の確保」に関する審査項目】

- ① 無料業務の範囲について、規模や態様が適正かつ明確に定められていること。

⁸ 放送法第39条第2項、放送法施行規則第11条の3

⁹ 放送法第9条第4項

IV 具体的な検討

NHKから認可申請のあった実施基準案（以下この章において「本案」という。）について、Ⅲの審査項目に基づき、検討を行った結果は、以下のとおりである。

1. 利用者利益の確保

① 提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていること。

本案においては、本サービスの種類として、「見逃し番組サービス」と「特選ライブラリーサービス」の2種類であり、これらのサービスを「単品」、「パック」、「月額見放題パック」のいずれかの契約種別により提供する旨が明示されており、提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていると認められる。

② サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること。

本案においては、本サービスにおいて対象とする端末機器が備える必要のあるソフトウェア及び機能が明確に示されており、適切な内容であると認められる。

なお、NHKの実施した意見募集において、複数の者から、特定の端末機器に限定されないよう、オープンな規格を採用すべき旨の意見が提出されている¹⁰。

この点について、本案においては、技術進歩等によって必要なソフトウェアや機能を備えた端末については、普及の程度やNHKの負担等を勘案しつつ、逐次対象に加える旨があらかじめ明示されており、適切な内容であると認められる。

③ サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、NHK及び利用者の責任などに関する事項について利用規約を作成するなど、サービスの提供条件を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること。

本案においては、利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、パーソナルコンピュータ向け及びプラットフォームサービスごとに、あらかじめ利用規約を定め、NHKのホームページに掲載して公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

また、この利用規約においては、会員登録やコンテンツ利用の申込みに関する事項、利用障害等が発生した旨の通知があった場合の対応、コンテンツの利用に関する禁止事項、個人情報の取扱い、本サービスの利用に関する契約の締結・提供の停止及び解除の条件に関する事項、本サービスを終了する場合の利用者への事前予告、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を定めることとされており、適切な内容であると認められる。

¹⁰ この点については、BBCがオンデマンドサービスである“iPlayer”を開始する際のBBCトラストによる公共価値テスト（PVT）においても重要な論点となったものであり、BBCは、DRMについて、マイクロソフト社の技術に依存しているため、“platform neutrality”の観点から、適切な期間内に中立性を確保しなければならないとされ、BBCトラストは半年ごとに進捗状況を監査することとしている。

④ 利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること。

利用料金の額の算出方法について、本案においては、本サービスを開始するに際し、あらかじめ利用料金収入の推計調査を実施し、これにより利用料金収入総額の推計値が最大となる料額を基準として、（同種のサービスの提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味し）中心料金を設定するものとされており、また、この中心料金は、その適用される計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならないとされている。

これは、本サービス開始後、当面の間赤字が見込まれることから、本サービスを安定的に継続して提供することができるよう、NHKにおいては、まずは繰越欠損金の早期解消を図る必要があるサービスの立上げ期の事情にかんがみれば、このような算出方法をとることには一定の合理性があるものと認められる。

この点に関し、本案において、番組アーカイブ業務勘定において、繰越欠損金が解消したときは、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、実施基準の見直しその他必要な措置を講ずる旨が明記されており、適切な内容であると認められる。

また、シリーズ番組の一部について無料又は標準的な料金に比し著しく低い額を設定する場合、当該料金が適用される番組の提供本数を当該年度の総提供本数の5%を超えないこととする等、割引など標準的な料金と異なる料金を設定する場合は、あらかじめ具体的に列挙されており、適切な内容であると認められる。

以上から、本案においては、本サービスの利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められているものと認められる。

⑤ サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

本案においては、NHKは、番組アーカイブ業務の実施に当たり、本サービスの利用希望者との契約を、正当な理由なく拒まない旨が明示されており、また、前述のとおり、本サービスの利用に関し、あらかじめ利用規約を定め、公表することとされており、適切な内容であると認められる。

⑥ 利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること。

本案においては、個人情報の保護に関し、

- A) 個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報を取り扱う者に対し必要な教育を実施する
- B) 個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難等による権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じる
- C) 個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者等を配置する
- D) 個人情報の取り扱いに関する苦情等について、NHKのコールセンター等で受け付け、迅速かつ適正に対応する
- E) 「NHK個人情報保護方針」及び「NHK個人情報保護規程」にのっとり適切に取り扱う

こととされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

- ⑦ 利用者の意見・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講ずるものであること。

本案においては、本サービスの利用者等からの意見・苦情等は、NHKが本サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

また、プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等についても、内容に応じてNHKとプラットフォーム事業者が両方で連携することとされており、適切な内容であると認められる。

2. 公共放送を担うNHKとしての業務の適正の確保

(1) 民間競合事業者との公正競争の確保

- ① 利用料金について民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。

本案においては、

- A) 本サービスの開始に際し、利用料金の料額を決定するに当たっては、同種のサービスの提供を行う他事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味して設定する、
- B) 毎年少なくとも1回実施する市場調査により、他事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行うこととされており、適切な内容であると認められる。

- ② NHKの既放送番組を番組アーカイブ業務において使用する際の条件が、他の事業者が使用する際の条件に比して不当に差別的でないこと。

本案においては、既放送番組等を本サービスで使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他事業者と同水準の権料を番組アーカイブ業務勘定の経費に計上することとされており、適切な内容であると認められる。

- ③ 番組アーカイブ業務に係る営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適切な方法により行われるものであること。

本案においては、

- A) 本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約収納活動と一体で行わない
- B) 番組アーカイブ業務の周知・広報は、公正競争に留意しつつ実施することとされており、適切な内容であると認められる。

- ④ 民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

本案においては、番組アーカイブ業務の遂行状況に関して、民間競合事業者を含む外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じることとされ、この検討結果及び措置は、NHKのホームページに掲載して公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

(2) プラットフォーム事業者との適正な関係の確保

- ① 特定のプラットフォーム事業者に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

本案においては、

- A) プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、条件を満たすと判断したときは契約を締結することとし、満たすべき契約の条件について、あらかじめ具体的に明示するとともに、
- B) プラットフォーム事業者の選定について、NHKとの取引関係や資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わないこととされており、適切な内容であると認められる。

- ② プラットフォーム事業者及びNHKの責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

本案においては、

- A) プラットフォームサービスごとに定める利用規約において、利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合に、本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合は、当該事業者がその設備について調査や必要な措置を行い、NHKと連携して異常の解消にあたる
- B) 本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合には、当該事業者が個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報を取り扱う者に対し必要な教育を実施することを、当該事業者との契約において定める
- C) プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等は当該事業者のコールセンターで受け付け、内容に応じてNHK又は当該事業者が対応するとともに、両者で連携してより円滑な利用を促進することとされており、プラットフォーム事業者及びNHKの責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものと認められる。

- ③ プラットフォーム事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

本案においては、番組アーカイブ業務の遂行状況に関して、プラットフォーム事業者を含む外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じることとされ、この検討結果及び措置は、NHKのホームページに掲載して公表することとされており、必要な措置を講ずるものと認められる。

(3) 区分経理等

- ① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものであること。
- ② 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理するものであること。

本案においては、放送法等の規定を踏まえ、番組アーカイブ業務に係る経理は、その他のものと区分して、番組アーカイブ業務勘定により整理する旨があらためて明記されており、適切な内容であると認められる。

また、番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することを明記した上で、この場合の主な考え方について具体的に示すとともに、配賦基準について、NHKのホームページに掲載して公表することとされており、適切な内容であると認められる。

③ 番組アーカイブ業務を行うに当たって営利を目的とするものでないこと

NHKがその業務を行うに当たって営利を目的としてはならない旨を定める放送法第9条第4項の規定は、NHKは法人として営利の目的を持ち得ないことはあきらかであるところ、個々の業務を行うに当たって利益を上げることがその業務の目的としてはならない趣旨と解されている¹¹。

ただし、その業務が特定の者のみの利益となる場合、その者から適正な対価を得ることは、他の受信者との公平の観点からも当然認められるものであり、また、この場合における対価については、その業務に要する費用が基本となるが、その具体的な判断に当たっては、民間に与える影響も考慮する必要があるものである。

したがって、特定の者のみを対象とするものである本サービスにおいて、受益者負担の原則から適正な利用料金を求めることは、放送法第9条第4項の規定に反するものでなく、また、利用料金の設定に当たり、同種のサービスを提供する他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないように考慮した結果、必ずしもコストベースでない料金を設定することも、当該規定に反するものではないと認められる。

また、本案においては、繰越欠損金解消後の番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差益については、翌期以降の業務実施のため必要と判断される範囲で繰越しを行う場合を除き、原則として一般勘定への繰り入れを行う方針が明記されており、適切な内容であると認められる。

3. 受信料を財源とする業務範囲の適正の確保

① 無料業務の範囲について、規模や態様が適正かつ明確に定められていること。

前述のとおり、無料業務は、NHKの放送を補完する観点から、受信料を財源として行われるものであり、いたずらに規模が拡大し、NHKが本来目的とする放送業務の円滑な遂行に支障を来したり、受信者に過度な負担を課したりすることとならないよう、あらかじめ規模について一定の限度を設けるなど、実施基準において、無料業務の範囲が適正かつ明確に定められていることが必要である。

この点について、現行の実施基準においては、前述のとおり、総務省において公表したガイドラインの内容を引き継ぐ形で、

A) 無料業務の規模について、年額10億円程度を上限とする

B) 既放送番組等の提供期間について、当該放送番組の終了後（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後）1週間程度とする

とされていたものであるが、NHKにおいては、インターネット接続環境の急速な変化等を踏まえ、今回の実施基準の変更にあわせて、これらについても見直すこととしている。

¹¹ 昭和63年3月31日 第112回国会 参議院・通信委員会

ア. 規模

本案においては、規模について、インターネット接続環境の高速化へ対応等、今後見込まれる実施経費の増を踏まえて、現行実施基準の年額「１０億円程度」から「４０億円程度」に上限を見直すこととされている。

この点について、ＮＨＫの実施した意見募集において、

- 上限を大幅に増額する方針について、具体的な算定根拠を示すべき
- 大幅な上限の引き上げを行うことに対して、国民の理解を得るためには、ＮＨＫのサイトの利用者数等の推移、運営費用の内訳と額、インフラ整備状況等の基礎資料を公開するとともに、今後計画している具体的事業内容とそれに要する経費の内訳・根拠を詳細に明らかにすべき

などの意見が提出され、ＮＨＫにおいては、これらの意見を踏まえ、これまでのアクセス数や実施経費等の推移を公表するとともに¹²、規模の見直しの具体的な考え方を明らかにしたところである¹³。

この説明によれば、「４０億円程度」に上限を見直す増加要素として、

- A) インターネット接続環境の高速化等に伴う視聴者からの要請に応えるため、画質改善等のためのサーバー強化等、動画コンテンツの円滑な利用・提供に必要な基盤整備を進めるための経費が、最大で年間十数億円増
- B) 現行の実施基準では規模の対象外としていた「番組の周知宣伝」について、規模の対象とすることに伴い、最大で年間数億円増
- C) コンテンツ内容の適正性の確保と充実を図るため、ホームページ編集体制の整備等のための経費が、最大で年間数億円増

を見込んでおり、平成２０年度予算における実施経費８．８億円を加え、合計で三十数億円程度となることも見込まれることから、上限額を「４０億円程度」に設定することとしたとしている。

公共放送であるＮＨＫが「放送の補完」の観点から実施する無料業務について、「放送の補完」の目的の範囲内において、受信料を負担する国民視聴者のインターネット利用環境等の変化に適確に対応し、ＮＨＫのサービスに対する国民視聴者の期待に適切に応えていくことは重要と考えるものであり、無料業務の規模の上限値について「４０億円程度」への増額が必要とするＮＨＫの説明には一定の合理性があるものと認められる。

ただし、ＮＨＫの説明は、あくまでも現時点での見込みに基づくものであり、ＮＨＫ自身がその考え方において述べているように「具体的な内訳があるような性格のものではない」ことから、実際の実施経費が、今回の認可申請に当たってＮＨＫが示した見直しの考え方と整合的なものであることを、実施経費の内訳の実績額を公表することにより、国民視聴者が確認できるようにすることが必要と考えられる。

そのため、無料業務の実施経費の内訳について、毎年度実績額を公表することを本件認可の条件として付すことが適当と考える。

¹² 別添中、参考資料１の別添２の参考１「ＮＨＫのインターネットサービスへのアクセス数、実施経費等の推移」

¹³ 別添中、参考資料１の別添２の参考２「受信料を財源として行う業務の規模の見直しの考え方」

イ. 提供期間

本案においては、提供期間について、

- A) 現行の実施基準においては放送終了後 1 週間程度としている提供の終期を、放送終了後 1 か月程度に延長するとともに、
- B) 我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、又は歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、適宜提供を行うこととされている。

NHKにおいては、「放送の補完」としての目的を踏まえつつ、一定の制約の範囲内において、国民視聴者からの要望に適切に応えようとするものと認められ、また、NHKが実施した意見募集においても、現在の提供の終期を延長すべきでないとする意見は見受けられなかったものであり、当該変更は是認されうるものと認められる。

V 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請については、実施基準として必要かつ適当な内容が定められているものと認められることから、次の条件を付すことを前提として、これを認可することが適当と考える。

<認可条件案>

- ① 無料業務の実施経費の内訳について、毎年度、その実績額を公表すること
- ② 利用者や外部事業者からの意見・苦情等を踏まえ、実施基準を適時、適切に見直すこと

VI 今後のプロセス

本件認可申請に係る実施基準案については、その申請に先立ち、NHKにおいて、検討の参考とするため、広く国民視聴者から意見募集を行ったところである。

本件認可は、行政手続法第 10 条の規定に基づき、公聴会の開催等第三者の意見を聴く機会を設けることが求められる処分には該当せず¹⁴、また、本件認可申請に対する「総務省の考え方」は、行政手続法 39 条の規定に基づき、意見公募手続の実施が求められる命令等には該当しないものであるが¹⁵、今回の認可申請は、放送法改正による制度導入後初めて行われるものであり、総務大臣として認可の適否の判断を初めて示すものであることから、透明性の高いプロセスの下で、広く国民視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適当と判断し、パブリックコメントを招請することとするものである。

今後、総務省においては、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。

¹⁴ 行政手続法第 4 条第 2 項

¹⁵ 行政手続法第 4 条第 4 項第 7 号

なお、NHKが本件認可申請に先立ち、広く国民視聴者から意見募集を行ったことについては、国民視聴者への説明責任の確保や手続きの透明性の確保等の観点から、望ましい取組と高く評価するものであり、NHKにおいては、今後も実施基準の見直しに当たって同様の取組を行うことを期待するものである。

また、NHKにおいて見直しを行った結果、実施基準の変更認可申請が行われる際には、総務省においても、当該変更が利用者や民間競合事業者等に及ぼす影響等を考慮し必要と認められる場合には、今回同様、認可申請に対する総務省の考え方を整理し、広くパブリックコメントを招請することとする。

【参考条文】

●放送法（昭和25年5月2日法律第132号）

（業務）

第9条（略）

2 協会は、前項の業務のほか、第7条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線放送に該当するものを除く。）。

9 協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

（支出の制限等）

第39条（略）

2 協会は、第9条第2項第2号及び第3項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

●放送法施行規則（昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号）

（区分経理の方法）

第11条の3 協会は、法第9条第2項第2号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第3項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、番組アーカイブ業務、法第9条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

平成20年11月12日

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成20年11月12日 諮問第44号)

[地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設への経費助成業務の認可について]

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成20年11月12日 諮問第45号)

[日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(飯嶋課長補佐、横谷係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の放送法第 9 条第 2 項第 8 号の業務の
認可について

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設への 経費助成業務の認可について（諮問第44号）

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第9条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要									
1 業務の内容	協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共同受信施設によって受信しようとする場合について、当該施設の共聴組合に対し、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信できるように施設を整備し又は維持する経費の一部を助成する業務									
2 業務を行うことを必要とする理由	地上アナログテレビ放送の周波数の使用は平成23年7月24日までに限られており、視聴者負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、協会のデジタルテレビ放送の難視聴地域において、協会のデジタル置局及びNHK共聴のデジタル改修を補完する自主共聴について、施設を整備又は維持するための経費の一部について緊急かつ一時的な助成を行うことが必要であるため									
3 業務の実施計画の概要	➤ 業務の実施にあたっては、別添1の「実施要綱」により、これを行う。 ➤ 業務の見込みは次のとおり。 <table><tr><td></td><td>21年度</td><td>22年度</td></tr><tr><td>施設数</td><td>5,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>30万</td><td>10万</td></tr></table> ※平成23～27年度については、平成21～22年度の実施状況等を踏まえ検討し、実施する。		21年度	22年度	施設数	5,000	3,000	世帯数	30万	10万
	21年度	22年度								
施設数	5,000	3,000								
世帯数	30万	10万								
4 業務の収支の見込み	<table><tr><td></td><td>21年度</td><td>22年度</td></tr><tr><td>支出</td><td>50億円</td><td>75億円</td></tr></table> ※平成23～27年度については、平成21～22年度の実施状況等を踏まえ検討し、実施する。		21年度	22年度	支出	50億円	75億円			
	21年度	22年度								
支出	50億円	75億円								
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	平成21年度及び22年度分として、125億円（当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定）									
6 その他必要な事項	➤ 業務実施の期日は、平成21年4月1日以降、平成28年3月31日まで。申請書の受付は総務大臣の認可以降開始する。 ➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。 ➤ 業務の実施状況については、別途報告する。									

2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要と認められる。 (理由) 申請に係る業務は、協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、協会の実施するデジタル置局及びNHK共聴のデジタル化改修を補完し、自主共聴においても協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう、当該施設を運営する自主共聴組合に対し、施設のデジタル化整備又は維持に係る経費の一部を助成するものである。 地上アナログテレビ放送の終了期限である平成23年7月24日までに、地上デジタルテレビ放送に完全移行することが求められている中で、協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、協会の実施するデジタル置局及びNHK共聴のデジタル化改修を補完する自主共聴についても、施設を整備又は維持するための経費の一部について緊急かつ一時的な助成を行うことにより、視聴者負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進することは、放送及びその受信の進歩発達に大きく寄与するものであり、また、視聴者の利益に資するところも大きいものであると認められる。 このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第9条第4項)	協会が、共聴組合に対し、共同受信施設の経費の一部を助成する業務を行うものであり、営利を目的とするものではないと認められる。

(参考)

NHK共聴については、放送法第9条第2項第8号の業務として、昭和44年に「辺地におけるNテレビジョン共同受信施設を地元視聴者と共同して設置し、運用する業務」について既に認可されている。

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における
共同受信施設への経費助成業務の実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。）において、協会の実施する置局又は協会と地元視聴者が共同して設置し運用する共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）を補完し、国の辺地共聴施設の改修等の支援制度を前提とし、共同受信施設（NHK共聴を除く。以下「自主共聴」という。）においても、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう、地元視聴者が結成する非営利の自主共聴組合に対して、地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費を基準として算出した額を、デジタル化の整備又はその後の維持のための経費の一部として一回に限り助成することにより、視聴者負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象施設の要件

- ア 当該施設が協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域にあること。
- イ 当該施設を維持するための非営利の団体が結成されていること。
- ウ 施設の設置、運用が有線電気通信法および有線テレビジョン放送法など関連法規に適合した有線又は無線の共聴施設であること。
- エ 事業が放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信することに限定されていること。
- オ 地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した世帯あたりの経費が3万5千円以下の場合および100万円の補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の辺地共聴施設の改修等の支援制度（電波遮へい対策事業等補助金）を利用していること。
- カ 地元視聴者が設置し運営している自主共聴について、自治体が実施主体となっ

て国による支援措置を活用した事業により受信環境が整備される場合は除く。

3. 助成額

ア 地上デジタルテレビ放送を受信するための自主共聴の改修又は新設に要した経費のうち国や自治体の支援を除いた視聴者負担が世帯あたり1万4千円以上の場合には世帯あたりの負担額から7千円を引いた額に加入世帯数を乗じた額、1万4千円未満の場合には国や自治体の支援を除いた視聴者負担の加入世帯合計額の半額とし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ 助成の上限額は世帯あたり10万円に加入世帯数を乗じた額とする。

ウ 助成は共聴組合に対して行い、同一施設に対して1回限りとする。

エ 助成の申請は、地上デジタル放送を受信するための施設の改修又は新設完了後1年以内とする。

オ 助成額算出の対象となる世帯は、協会と放送受信契約を締結している世帯又は事業所に限る。

カ 助成の申請にあたっては、自主共聴組合は、当該自主共聴に加入している全世帯の加入者名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

4. 実施時期

平成21年4月1日以降、平成28年3月31日まで。

申請書の受付は総務大臣の業務認可後開始する。

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の 代替手段への移行円滑化助成業務の認可について（諮問第45号）

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第9条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要														
1 業務の内容	NHK共聴等において、ケーブルテレビ等で視聴することにより、当該施設の組合員等が移行により皆無となり、当該施設のデジタル化改修等が不要となる場合について、共同受信施設の組合等に対し、移行の態様に応じて、移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成する業務														
2 業務を行うことを必要とする理由	地上アナログテレビ放送の周波数の使用は平成23年7月24日までに限られており、視聴者や自治体の負担増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、ケーブルテレビ等への移行により、NHK共聴のデジタル化改修やデジタル置局が不要となる場合に、移行の円滑化のために必要な経費の一部について緊急かつ一時的な助成を行うことが必要であるため														
3 業務の実施計画の概要	➤ 業務の実施にあたっては、別添2の「実施要綱」により、これを行う。 ➤ 業務の見込みは次のとおり。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>21年度</td><td>22年度</td></tr><tr><td colspan="2">NHK共聴</td><td>500施設 4万世帯</td><td>500施設 4万世帯</td></tr><tr><td colspan="2">中継局</td><td>100局 2万5千世帯</td><td>100局 2万5千世帯</td></tr></table> ※平成23年度については、平成21～22年度の実施状況等を踏まえ検討し、実施する。					21年度	22年度	NHK共聴		500施設 4万世帯	500施設 4万世帯	中継局		100局 2万5千世帯	100局 2万5千世帯
		21年度	22年度												
NHK共聴		500施設 4万世帯	500施設 4万世帯												
中継局		100局 2万5千世帯	100局 2万5千世帯												
4 業務の収支の見込み	<table><tr><td colspan="2"></td><td>21年度</td><td>22年度</td></tr><tr><td rowspan="2">支出</td><td>NHK共聴</td><td>11億円</td><td>11億円</td></tr><tr><td>中継局</td><td>7億円</td><td>7億円</td></tr></table> ※平成23年度については、平成21～22年度の実施状況等を踏まえ検討し、実施する。					21年度	22年度	支出	NHK共聴	11億円	11億円	中継局	7億円	7億円	
		21年度	22年度												
支出	NHK共聴	11億円	11億円												
	中継局	7億円	7億円												
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	平成21年度及び22年度分として、36億円（当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定）														
6 その他必要な事項	➤ 業務実施の期日は、平成21年4月1日以降、平成24年3月31日まで。申請書の受付は総務大臣の認可以降開始する。 ➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。 ➤ 業務の実施状況については、別途報告する。														

2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要と認められる。 (理由) 申請に係る業務は、NHK共聴等において、ケーブルテレビ等で視聴することにより、当該施設の組合員等が移行により皆無となり当該施設のデジタル化改修やデジタル置局が不要となる場合について、共同受信施設の組合等に対し、移行の態様に応じて、移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成するものである。 地上アナログテレビ放送の終了期限である平成23年7月24日までに、地上デジタルテレビ放送に完全移行することが求められている中で、ケーブルテレビ等への移行より、協会のデジタル置局やNHK共聴のデジタル化改修が不要となれば、協会全体としての地上デジタルテレビ放送の効率的かつ速やかな整備に貢献するものである。 このような移行の円滑化のために必要な経費の一部を協会が助成することは、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進することにより、放送及びその受信の進歩発達に大きく寄与するものであり、また、視聴者の利益に資するところも大きいものであると認められる。 このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としな いものであること (法第9条第4項)	協会が、共聴組合に対し、共同受信施設の経費の一部を助成する業務を行うものであり、営利を目的とするものではないと認められる。

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の
代替手段への移行円滑化助成業務の実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）と地元視聴者が共同して設置し運用するアナログ共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）のデジタル化改修又は協会の実施するデジタル置局を補完し、視聴者等の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、ケーブルテレビ等の代替手段で視聴することにより、NHK共聴の組合員や協会の中継局の受信世帯（当該中継局の電波を共同受信施設により受信している世帯を含む。）が移行により皆無となり、NHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局を行うことが不要となる場合については、ケーブルテレビ等に移行するNHK共聴組合や受信世帯に対して、NHK共聴のデジタル化改修又は協会のデジタル置局のために要する経費と設備を維持管理する経費を基準として算出した額を一回に限り助成することにより、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

なお、ケーブルテレビ等の代替手段には、ケーブルテレビのほか、無線の共聴施設（受信障害対策中継放送局）又はこれらと同様の放送の再送信機能を有する施設が含まれるものとする。

2. 助成の要件

① NHK共聴のデジタル化改修が不要となる場合のNHK共聴組合への助成

ア 協会がデジタル化改修に着手していないNHK共聴の組合であること。

イ NHK共聴組合が移行するケーブルテレビ等の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。

ウ NHK共聴組合が、その加入する全世帯がケーブルテレビ等に移行し、当該NHK共聴を廃止することに同意すること。

エ 総務大臣の業務認可時点で、既に参加する全世帯が共聴廃止に同意し、ケーブルテレビ等に移行しているNHK共聴ではないこと。

② デジタル置局が不要となる場合の受信世帯への助成

ア 協会の地上アナログ中継局の放送区域内で、かつ協会がデジタル中継局の置局に着手していないこと。

イ 中継局の受信世帯が移行するケーブルテレビ等の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。

ウ 当該地上アナログテレビ中継局の放送電波を受信している世帯が、協会がデジタル中継局を置局しないことに同意すること。

エ 総務大臣の業務認可時点で、既に協会の地上デジタルテレビ放送をケーブルテレビへの加入等により受信している世帯ではないこと。

3. 助成額および助成先

ア 助成額は世帯当たり2万8千円とし、同一の世帯に対して1回限りとする。

イ なお、本件において、自治体が、新たに開始されるケーブルテレビ等の実施主体となる場合については、協会と当該自治体との間で事前の協議を行うことができるものとする。協議の結果、当該自治体の責任においてNHK共聴組合や協会の中継局の受信世帯の同意を得て当該ケーブルテレビ等への全戸加入が実現しデジタル化改修やデジタル置局が不要となることとなった場合には、NHK共聴組合又は受信世帯への助成を一括して、当該自治体に対して行うことができるものとする。

ウ 助成先はケーブルテレビ等に移行するNHK共聴組合又は受信世帯、もしくはケーブルテレビ等の実施主体となる自治体のいずれか一者とし、疑義がある場合には関係者の意見を公平に聴取したうえで協会が決定する。

エ 助成額算出の対象となる世帯は、協会と放送受信契約を締結している世帯又は事業所に限る。

オ 助成の申請にあたっては、NHK共聴組合の場合には、当該共聴組合はNHK共

聴に加入している全世帯の加入者名簿を、また、自治体の実施主体となる場合には当該自治体は同意者全員の名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

4. 実施時期

平成21年4月1日以降、平成24年3月31日まで。

申請書の受付は総務大臣の業務認可以降開始する。

【参考条文】

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

4 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

●放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（業務の認可申請）

第二条の四 法第九条第十項 の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項